

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年4月28日

支出負担行為担当官

参議院庶務部会計課長

塚本 禎宏

1 工事概要

- (1) 工事名 本館衛生設備改修工事（11）
- (2) 工事場所 東京都千代田区永田町1-7-1 参議院本館
- (3) 工事内容 本館西側系統の給水管及び給湯管の改修を行う。
- (4) 工期 平成23年12月28日まで。
- (5) 本工事は、入札時に「企業の技術力（施工計画等）」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事である。
- (6) 本工事は、工事成績評定対象工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参議院の平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格認定において、参議院より参加希望工種「管工事」の「A」等級について認定されている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 国、独立行政法人等及び地方公共団体が発注した、平成13年4月1日以降に完成・

引渡しが完了した、機械設備の新設又は改修を含む工事を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、入札説明書に示す評定点が65点未満で通知されている場合、当該実績を有するとは認めない。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

- (5) 平成13年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した、延べ床面積3,000㎡以上の建築物において給水設備の新設工事又は改修工事（給水縦管を含む）を元請けとして施工した実績を有すること。ただし、入札説明書に示す評定点が65点未満で通知されている場合、当該実績を有するとは認めない。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。

- (6) 技術提案における施工計画（「給水管の更新工事を行うにあたり、施工における品質の向上に関する技術的提案」及び「施設利用者等に対する工事中の騒音、振動、粉塵の抑制に関する取組及び資機材の運搬方法についての技術提案」）が適切であること。

- (7) 次に掲げる基準をすべて満たす者を当該工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。

① 1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

② 平成13年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した、延べ床面積1,500㎡以上の建築物において給水設備の新設工事又は改修工事（給水縦管を含む）を元請けとして施工した経験を有する者であること。ただし、入札説明書に示す評定点が65点未満で通知されている場合、当該実績を有するとは認めない。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有すること。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請するすべての者が上記の施工経験を有していること。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

なお、配置予定の主任技術者及び監理技術者にあつては直接かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 平成20年10月1日から平成22年9月30日までに完成した管工事の入札説明書に示す評定点の平均点が65点未満でないこと。（この期間に管工事の入札説明書に示す評定点の実績が無い場合は65点と見なす。）
- (9) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、「参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成15年4月4日 議長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法 入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力（施工計画等）」をもって入札に参加し、「価格」が予定価格の範囲内であり、かつ総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を29点とする。
- 2) 「標準点」は入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 3) 「加算点」は入札説明書に記載された評価の基準において評価される項目により点数を与える。

- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当課

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院管理部営繕課契約係
電話03-3581-3111(内線2922)

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間：平成23年4月28日から平成23年5月24日まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）の午前10時から午後5時まで

交付場所：4(1)に同じ

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：平成23年4月28日から平成23年5月24日まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く）の午前10時から午後5時まで

提出場所：4(1)に同じ 持参すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

平成23年6月10日 午前11時

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16

参議院第二別館東棟2階営繕課・電気施設課会議室に持参すること。

5 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。ただし、利付き国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会

社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定主任（監理）技術者の確認 落札者決定後、配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 当該工事に直接関連する工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による